

令和 5 年 5 月 1 日

令和 5 年度次代の文化を創造する新進芸術家育成事業「現代舞踊新進芸術家育成 Project」

アウトリーチ Project 劇場外での実践と地域へのコミットメント

公募プログラム実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、一般社団法人現代舞踊協会が企画・計画した事業を、芸術文化振興会「次代の文化を創造する新進芸術家育成事業」に申請した「現代舞踊新進芸術家育成 Project4 アウトリーチ Project 劇場外での実践と地域へのコミットメント」を実施するうえで必要な事項を定めるものとする。

(育成対象者)

第 2 条 育成対象者は、自主公演で現代舞踊作品の創作・発表活動を行っており、かつ次の要件を備えていることを要件とする。

- (1) 日本国内に住所または活動の本拠を有すること。
- (2) 自主公演の活動実績があり、プログラムを完遂できる見込みがあること。
- (3) 団体にあつては規約を有し、かつ代表者が明らかであること。

2 前項各号の規定にかかわらず、一般社団法人現代舞踊協会（以下「現代舞踊協会」という。）が特に認めた舞踊家等は、育成プログラムの対象とすることができる。

(育成対象プログラム)

第 3 条 育成対象プログラムとは、現代舞踊創作作品を公開の場で発表することをいう。

2 前項に規定するプログラムが次の各号のいずれかに該当するときは、育成の対象としない。

- (1) 営利を目的としたもの。
- (2) 特定の政治、宗教活動を目的とするとき。
- (3) 一般社団法人現代舞踊協会が、事業を完遂する見込みがないと判断したとき。
- (4) 当該プログラムについて、国または地方自治体から補助金・助成金等を受けているとき。

(支援金の額等)

第4条 育成対象事業に対する経費の支給額は、50万円(税込)を限度とする。

(申請)

第5条 育成対象プログラムとして応募する者(以下「申請者」という。)は、必要な書類を添付し、一般社団法人現代舞踊協会に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、事業実施前年度の12月末日とする。ただし、一般社団法人現代舞踊協会が特別な事情があると認めたときはこの限りではない。また、申請期限前に募集上限数に達した場合は、本プログラムの募集はこれを停止する。

(育成対象プログラムの決定)

第6条 一般社団法人現代舞踊協会は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る書類を事業選考委員会の審査を経た上でその採択不採択を決定し、申請者に通知するものとする。

(経費の交付)

第7条 一般社団法人現代舞踊協会は、育成対象者または育成対象事業を決定したときは、速やかに経費を支給するものとする。

(支援の実績報告)

第8条 育成対象者は、当該プログラムが終了してから30日以内に、一般社団法人現代舞踊協会に事業実施報告書を提出しなければならない。

(助成決定の取消し等)

第9条 一般社団法人現代舞踊協会は、育成対象決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、経費の支給決定の全部もしくは一部を取り消し、または既に支給した経費の全部もしくは一部を

返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、育成対象の決定を受けたとき。
- (2) 支給した経費を他の用途に使用したとき。
- (3) 育成対象プログラムが実施されなかったとき。

(書類の保管)

第 10 条 経費の交付を受けた者は、当該事業に係る書類、帳簿等を交付決定の日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めることのほか、必要な事項は一般社団法人現代舞踊協会が別に定める。